

# 付 録

国勢調査 100 年略年表

- 1879 明治 12 年 「甲斐国現在人別調」実施。  
 全国規模の人口センサスに向けた試験調査として実施。  
 調査のノウハウの取得、予算規模の算定等が目的であった。
- 1895 明治 28 年 国際統計協会より「1900 年世界人口センサス」への参加要請。
- 1896 明治 29 年 貴族院及び衆議院で「国勢調査ニ関スル建議」が可決。
- 1902 明治 35 年 「国勢調査ニ関スル法律」制定。  
 明治 38 年（1905 年）に第 1 回の国勢調査を予定したが、明治 37 年に日露戦争が開始されたため、莫大な予算を必要とする国勢調査は中止された。  
 次に、大正 4 年（1915 年）に実施を予定したが、大正 3 年に日本が第一次世界大戦に参戦したため、再度中止。  
 調査の実施は、法律の制定から 18 年後となる。
- 1920 大正 9 年 第 1 回国勢調査  
 我が国最初の国勢調査。  
現在地主義による調査。  
 集計はパンチカードを用いた方式で、パンチカードへの穿孔機、集計機とも独自開発したものだった。  
 調査員は「文字を解し、事理に通じ、名望ある者」という基準のもとに、地域の名士などが推薦を受け、名誉職だった。  
 周知のために唱歌集が作られるなど、国を挙げての大事業だった
- 1923 大正 12 年 関東大震災。  
 集計機が被災したため、第 1 回国勢調査の集計に大幅な遅れが生じる。報告書刊行までには実に 9 年 1 か月を要した。
- 1925 大正 14 年 第 2 回国勢調査(簡易調査)  
 同時に失業統計調査を実施。  
 集計は各地方で手作業により行われ、唯一、地方で集計した国勢調査となった。
- 1930 昭和 5 年 第 3 回国勢調査  
 産業・職業を区分、昼間人口を把握  
 「所属の産業」を調査し、我が国の産業組織を初めて明らかにした
- 1935 昭和 10 年 第 4 回国勢調査  
 調査項目に「常住地」を追加した 5 項目の簡易調査。  
 現在地調査を基本としながらも、行政サービスに欠かせない常住地別データを作成した。

現在地主義：

調査実施日時の居場所で調査を行う方法。旅行中の場合は宿屋の准世帯員として計上された。

- 1940 昭和 15 年 第 5 回国勢調査  
戦時下の調査となった。  
国家総動員体制の影響のため、職種、指定技能、兵役の関係などを調査した。
- 1947 昭和 22 年 「統計法」施行。国勢調査は指定統計第 1 号に指定される。  
（「国勢調査ニ関スル法律」は廃止）  
第 6 回臨時国勢調査。唯一の臨時国勢調査  
復興と民政の安定、失業対策の確立、産業・職業に関する正確な資料の提供を目的に実施した。  
ふだんの就業状態を調べる「有業方式」から調査日前 1 週間にした仕事を調べる「労働力方式」に変更した。  
終戦直後の物資統制で用紙の調達もままならなかったが、当時の経済安定本部、商工省の特別配慮で、ざら紙の特別手当を受けて実施した。集計は戦災で機器類が焼失したため、すべて手集計だった。  
（一部は市町村で手集計）
- 1950 昭和 25 年 第 7 回国勢調査  
「世界人口センサス」の一環として実施  
（以降、西暦末尾「0」年の調査は同様に世界人口センサスの一環）  
GHQ のもとでの大規模調査。教育制度の再編に向けて教育程度（在学年数）、住宅難把握のための居住状態に関連した事項、ベビーブームを受けて出産力に関する事項を調査した。  
主食配給制度その他行政施策への結果の利用上の面を考慮し、第 1 回からの「現在地主義」から、「常住地主義」へ転換した。
- 1955 昭和 30 年 第 8 回国勢調査  
講和条約締結後初の調査。  
過剰人口、潜在失業者の解明。  
常住の基準を 6 ヶ月から 3 ヶ月に変更した。
- 常住地主義：  
調査実施日の居住地（常住地）で調査を行う方法。現在もこの方法による。
- 1960 昭和 35 年 第 9 回国勢調査  
集計に大型コンピュータを導入。  
目立ち始めた高学歴化と収入源の多様化に伴い、「1 年前の常住地」「従業地・通学地に関する事項」「教育」「家計の収入の種類」が加わる。  
市町村合併に伴う旧市街地の人口を解明するため「人口集中地区」を導入した。

- 1965 昭和 40 年 第 10 回国勢調査  
マークカードによる早期集計、光学式読取装置(OMR)採用。  
各世帯で記入された調査票をもとに、調査員が 1 人 1 枚のマークカードに転記する方法だった。  
高度成長による人口の大都市集中により「大都市圏」を設定した。
- 1970 昭和 45 年 第 11 回国勢調査  
地域メッシュ統計の登場。  
小笠原諸島が加わる。また、復帰前の沖縄においても本土と同じ時期、対象、内容、方法で調査を実施。  
激化する人口移動の解明のため「通勤通学のための利用交通手段」「現住居への入居時期」「従前の常住地」が加わる。
- 1975 昭和 50 年 第 12 回国勢調査  
昭和 47 年の沖縄返還により沖縄県が復帰。  
マークシート（片面）導入。調査員がマークカードに転記するのではなく、直接世帯で記入できるようになった。  
社会に対する無関心層や留守世帯の増加、プライバシー意識の高まり等により、調査の困難性が見られ始める。
- 1980 昭和 55 年 第 13 回国勢調査  
両面マークシート導入。希望する世帯に密封用封筒を配布。  
出産力に関する「結婚年数」「出生児数」の 2 項目を削除、「住宅の建て方」を追加。  
人口高齢化がクローズアップされる。  
また、パートタイム雇用、夫婦共働き世帯の増加がみられる。  
従来、棟ごとにまとめて一つの世帯としていた会社・官公庁等の单身寮・寄宿舎に居住する单身者を、一人一人別に「一人世帯」として調査することとした。
- 1985 昭和 60 年 第 14 回国勢調査  
三つ折りの「国勢調査についてのお願い」を用いて、セロハンテープなどによる封入提出を可能とした。  
従来作成してきた統計に加え、高齢者、母子世帯、昼間人口などに関する統計を充実し、公表の早期化を図った。

- 1990 平成 2 年 第 15 回国勢調査  
「住居表示に関する法律」に基づく「街区」又は「街区に準じた恒久的な地形・地物」で、恒久的な最小地域単位として「基本単位区」を導入。  
通勤・通学時間を調査、外国人に関する統計の充実。  
英語以外の 10 か国語の調査票対訳集を作成した。
- 1995 平成 7 年 第 16 回国勢調査  
調査員の安全対策のため、複数人による調査活動ができるようにし、「安全対策マニュアル」を調査員に配布。  
「外国人に関する特別集計」を刊行、調査票対訳集の言語数を 15 に増やし、外国人の調査員も認めた。
- 2000 平成 12 年 第 17 回国勢調査  
2000 年ラウンドの人口・住宅センサスの一環として実施。  
調査における個人情報の保護に万全を期すために、「個人情報保護マニュアル」を作成した。  
OCR 調査票の導入。マークだけでなく数字も読み取り可能となった。
- 2005 平成 17 年 第 18 回国勢調査  
任意封入提出方式を採用。  
紙媒体の報告書だけでなく、統計局ホームページや e-Stat (2008 年から本格運用) を活用した電子データでの公表を推進。  
調査票対訳集の言語数を 19 に増やした。
- 2007 平成 19 年 新統計法公布 (昭和 22 年統計法を全部改正)  
国勢調査は基幹統計調査となる。
- 2010 平成 22 年 第 19 回国勢調査  
郵送提出方式導入、東京都でインターネット回答方式を導入。  
調査票対訳集の言語数を 27 に増やした。
- 2011 平成 23 年 東日本大震災  
2015 平成 27 年 第 20 回国勢調査  
オンライン調査を全国展開。  
東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するため、10 年ごとの大規模調査年に調査している、現在の住居における居住期間と、5 年前の住居の所在地の 2 つの調査事項を追加。
- 2020 令和 2 年 第 21 回国勢調査  
100 年目の国勢調査。  
新型コロナウイルス流行下における調査となった。

令和 2 年 国勢調査報告

刊 行 物 番 号

令和 5 年 8 月 発行

**R05-61**

編集・発行

板橋区総務部総務課統計係

東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

電 話 03(3579)2057

郵便番号 173-8501